地域計画変更に係る協議の場の開催について (農業経営基盤強化促進法第19条関係)

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定に基づき、地域計画変更の申出のあった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記の内容について意見を募集した結果を報告します。

1. 対象地域

栗原市瀬峰地区

2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地及び内容は下記のとおりです。

No	地名	地番	地目	面積(m²)	変更内容	変更理由
1	瀬峰下田	169-3	田	494	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため

3. 意見募集期間

令和7年8月27日(水)から令和7年9月3日(水)

4. 意見募集結果

意見等はありませんでした。

お問い合わせ先

栗原市農林振興部農政園芸課(栗原市築館薬師一丁目7番1号 ふるさとセンター2階)

TEL: 0 2 2 8 - 2 2 - 1 1 3 5 FAX: 0 2 2 8 - 2 4 - 7 6 8 8 Eメール: nosei@kuriharacity.jp